

令和7年9月19日

認証・指定自動車整備事業者に対する行政処分について

中国運輸局管内の認証・指定自動車整備事業場（相互自動車株式会社）に対し監査を行った結果、下記のとおり道路運送車両法違反が確認されたため、本日、中国運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称

相互自動車株式会社（岡山県真庭市）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和7年9月19日）

- （1）自動車特定整備事業^{※1}の事業停止20日間
- （2）指定自動車整備事業^{※2}の指定の取消し
- （3）自動車検査員^{※3}の解任命令 1名

3. 法令違反等の主な内容

（1）自動車特定整備事業

- ・ペーパー車検での車検手続（2台）
（道路運送車両法第94条の5違反）

（2）指定自動車整備事業

- ・点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付した（いわゆるペーパー車検）
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- ・指定整備記録簿の虚偽記載
（道路運送車両法第94条の6第1項違反）

（3）自動車検査員

- ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した
（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

【問い合わせ先】

中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

（担当）^{あべ こだま}安部・児玉 TEL 082-228-9142

【配布先】

合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ
大学・交通記者クラブ

【用語説明】

- ※1「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を営もうとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。
- ※2「指定自動車整備事業」とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が指定を受けた事業場（いわゆる「民間車検場」）において交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。
- ※3「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考条文】

道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第八十五号）

（事業の停止等）

第九三条 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、3月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（保安基準適合証等）

第九四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第一六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

四 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうか検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

（自動車検査員）

第九四条の四 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、自動車検査員を選任しなければならない。

四 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の解任を命ずることができる。

以上